

2019年度第1回 職長・安全衛生責任者教育のご案内

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職長に就くことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第16条により、建設業に態様する業種においては安全衛生責任者を選任しなければなりません。つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので多数受講下さるようご案内いたします。

記

1. 日時

【1日】2019年5月20日(月)8時50分～17時 【2日】2019年5月21日(火)8時50分～17時10分

2. 場所

神戸東労働基準協会研修室 神戸市中央区八幡通3丁目2-5 IN東洋ビル6階

3. 講習カリキュラム

時間	講習科目	規定時間	区分	会場案内等	
1日	8:30～8:50	受付	職長		
	8:50～9:00	オリエンテーション			
	9:00～9:20	・職長の役割			20分
	9:20～12:00 (10:30～10:40休憩)	・労働者に対する指導又は監督の方法			2時間
		第1章 指導・及び教育の方法			
		第2章 監督・指示の方法			30分
	12:00～12:45	昼食休憩			
	12:45～14:45	・作業方法の決定及び労働者の配置			2時間
第3章 適正配置					
	第7章 作業手順の定め方				
14:45～15:00	休憩				
15:00～17:00	・その他現場監督としての労働災害防止活動	2時間			
	第6章 整理整頓と安全衛生点検				
	第12章労働者の創意工夫を引出す方法				
2日	8:30～8:50	受付	安全衛生責任者		
	8:50～9:00	オリエンテーション			
	9:00～12:05 (10:30～10:35休憩)	・危険又は有害性等の調査及びその結果措置			4時間
		第11章リスクアセスメントの実施とその低減措置			
		第4章 設備の改善			
		第5章 環境改善の方法と環境改善の保持			
	12:05～12:35	昼食			
	12:35～13:35	・危険又は有害性等の調査及びその結果措置			1時間
第8章 作業方法の改善					
	・異常時における措置				
13:35～15:05	第9章 異常時における措置	30分			
	第10章 災害発生時における措置				
15:05～15:10	休憩				
15:10～17:10	・安全衛生責任者の職務等	2時間			
	・統括安全衛生管理				

4. 受講区分と受講料

区分	職長・安全衛生責任者(14H)	職長(12H)	安全衛生責任者(2H)	備考
会員	15,500円	12,500円	5,500円	安全衛生責任者のみ受講は、職長教育受講修了者が対象です。
非会員	17,500円	14,500円	7,500円	

5. 定員

40名 受付終了日:2019年5月10日(金) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- 1) 受講申し込みはホームページにてお願いします。会員、非会員区分を選択して下さい
- 2) 受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。
- 3) 受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

7. 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、社員証等の何れか)、印鑑等。

8. その他

- 1) 遅刻、早退者は、受講無効扱いとします。
- 2) 納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- 3) 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車は不可)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。